●総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を 改正する等の法律

社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について、 名称を国土形成計画に改め、計画事項の拡充、都道府県等による提案 制度及び広域地方計画の創設等を行った。さらに、国土利用計画、 各大都市圏の整備に関する計画及び各地方の開発促進計画との調整のため 所要の改正等を行った。

国と地方の協働によるビジョンづくり

国による明確な 全国計画 国土及び国民生活の姿の提示 全国総合開発計 (国の責務の明確化) 国土形成計 ブロック単位の地方ごとに、国と 広域地方計画 都府県等が適切な役割分担の下、 画 相互に連携・協力して策定 画 計画の作成及び実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、 関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する 全国計画のみ 場(広域地方計画協議会)を組織 国主導の作成 地方の意見を 計画への多様な主体の参画 聴く仕組みなし ・地方公共団体から国への計画提案制度 ・国民の意見を反映させる仕組み 開発中心からの転換 計画事項等の 拡充•改変

| 景観、環境を含めた | 有限な資源の利用・保全 | 国土の質的向上 | 有限な資源の利用・保全 | フローの拡大に加え | 海洋利用・国際協調 | 入トックの活用 | 利便性の向上に加え | 国民生活の安全・安心・安定の確保 | 地域の自立的発展を可能とする国土の形成

※ この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進 計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に 再構築する。